

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（167）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2020年5月15日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号から2018年6月に入ります。最初に「戦争政策」の動きを解明いたします。）

第1章 戦争政策の進展と反対運動

（1）2018年6月1日、防衛省は、イージス・アショア（陸上配備型迎撃ミサイルシステム）の配備につき、秋田・山口県に対し候補地に決めたことを正式に伝えた（6月2日朝日新聞）。

㊤2023年度の運用開始をめざし夏以降に現地調査に入りたいこと、㊦北朝鮮のミサイルから全国を守るため、日本海側の北・西に配備する必要がある、レーダーに遮られず最適と判断したこと、を理由として説明した（前掲朝日）。

（2）この動きの背景と全容につき、赤旗主張欄（6月9日）が次のように指摘しているのは、正当である（大要）。

㊦安倍政府が北朝鮮のミサイルへの対処のためとして弾道ミサイル防衛（BMD）の強化を急ぐのは異常であること、㊧防衛省公文書ではBMDの「限界」が明記されていること、㊨「限界」とは“北朝鮮から飽和攻撃（相手の防御能力を上回る多数の弾道ミサイルを短時間で一斉に又は連続して発射すること）を受けた場合、全ての弾道ミサイルを迎撃することは困難であり、“ロフテッド軌道による攻撃（弾道ミサイルを通常よりも高度に打ち上げ落下速度を高速にして迎撃を困難にするもの）への対応能力が限定的”であること、㊩この「限界」を防衛省公文書が明記していること、㊪安倍政府がBMDの「限界」を認識しているにも拘わらずイージス・アショアの導入を推進しているのは、トランプ政権による兵器購入圧力に応えたものであることは明白であること（なお、2基で約2,000億円）、㊫関係自治体や住民からは、レーダーの運用の際に発生する強力な電磁波の影響や施設が攻撃目標となる危険などへの懸念や反対の声が上がっており、強行は許されないこと、㊬安倍政府に求められるのは、北朝鮮問題をめぐり進展している平和へのプロセスを促進する外交努力であり、ことさらに緊張をあおることは本末転倒であること。

（2）イージス配備反対の動き

㊭治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟秋田県本部（最上会長）は6月8日、第29回定期総会を秋田市で開き、「地上配備型迎撃ミサイルシステム『イージス・アショア』（陸上イージス）配備と安倍9条改憲に反対する」総会決議を採択し、安倍首相に送付した。

最上会長は、「内外情勢が激動しているが、『創立50周年』のわが同盟は、安倍政権の『戦争する国づくり』のあまりにも理不尽な国政私物化とたたかっている。治安維持法犠牲者の教訓をいまこそ生かすとき。署名、会員拡大、学習と先達の顕彰に全力を尽くそう」と呼びかけた。

参加者10人は、署名や会員拡大、住宅や学校が密集する秋田市新屋地域を「最適地」と強弁し陸上イージス配備を進める防衛省・安倍政権に反対する運動を交流した（6月12日赤旗）。

㊮秋田県議会と秋田市議会は6月14日、秋田市の陸上自衛隊新屋演習場を地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」（陸上イージス）の配備候補地としたことについて防衛省から説明を聞

き、質疑応答を行った。

②県議会で、加賀屋県議（共産党）が質問に立った。衆院外務委員会（6月6日）での穀田議員（共産党）の防衛省内部文書にもとづいた質問を示し、「公文書の中で『飽和攻撃を受けた場合すべての迎撃は困難』『通常よりも高い高度で打ち上げる、ロフテッド軌道への対処能力が限定的』と限界を認めている」と指摘した。

さらに「周辺への影響について半年間、調査・検討し最適地としたと言うが、どういう調査・検討をしたのか。まったく周辺への影響はないといえるのか」と質問。

防衛省側は、内部文書について「課題を列挙した文書だ」と認めただけで、「陸上イージス設置で、相当程度課題を解決できる」とし、調査内容について具体的なことは示さず、「影響は低いと考えているが、まったく影響がないとは言えない」などと答弁した。

加賀屋県議は「6キロ圏内にはドクターヘリのヘリポートを持つ病院が4つある。住民にとって、いくら対策をとると言っても納得できない。調査は中止し、配備は撤回すべきだ」と強く主張した。

③秋田市議会では鈴木市議（共産党）が質問。「北朝鮮の脅威に対処するため速やかに配備が必要だが、問題をめぐる情勢は変わってきている。ミサイル基地建設となれば他国に脅威と受け取られかねない。配備する必要はない」と主張。この主張に対し、防衛省側は、「一般論として安全保障環境、情勢の変化に応じて考えるのは当然だが、撤回は考えていない」と答えた。

県庁・市役所前では「イージス・アショア」を考える県民の会が配備反対のスタンディング行動をし、「新屋住民の会」「勝平の会」の代表らが配備撤回を訴えた（6月16日赤旗）。

④迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」について、防衛省は6月17日、秋田市役所で、配備候補地になっている陸上自衛隊新屋演習場の周辺住民を対象に初の説明会を開いた。「配備で地域が危険にさらされる」などと不安の声が相次いだ。防衛省は「大きな問題はない」「丁寧に説明する」と答えるのみで、議論はかみ合わなかった。

演習場から3キロ圏内の町内会の役員、小中高校のPTA役員ら地域の代表計約200人に案内状が出され、119人が出席した。

演習場が住宅地や学校から数百メートルと近い勝平台町内会の男性は「テロの標的になりかねない。すでに『子どもが怖がる』『もう住めなくなる』といった声が出ている」と懸念を訴えた。

防衛省の五味戦略企画課長は「抑止力が高まれば、むしろ相手に狙われる可能性は低くなる。万一のことがあっても万全の警備体制をとる」と答えた。

レーダーの電磁波や騒音など生活への影響についても質問があった。五味課長は国の電波防護指針を順守するとし、電磁波に関して「大きな問題はない」と説明。騒音について「とても静かな施設だ」と述べた。

防衛省が夏以降に始める現地調査について、別の男性は「地元が理解したとどうやって判断するのか。一番肝心なところが決まっていない」と質した。

防衛省側は「理解が得られるよう今後も丁寧に説明していきたい」との答弁を繰り返した。住民からは「配備ありきの議論だ」と批判する声が出た（6月18日赤旗）

⑤防衛省は6月17日夜、「イージス・アショア」の配備候補地としている陸自むつみ演習場（山口県萩市、阿武町）の地元でも説明会を開催した。

阿武町の説明会で赤瀬局長（防衛省中国四国防衛局）は、健康被害が生じないように運用すると理解を

求めたが、住民からは「納得できない」「攻撃目標にされるのではないかと懸念が相次いだ（6月18日赤旗）。

⑤陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備計画をめぐり、小野寺防衛相が山口県へ説明に訪れた6月22日、県庁前では配備に反対する市民と野党県議らが抗議した。

安保廃棄・岩国基地撤去県実行委員会や市民団体の呼びかけで集まった約60人は、プラカードや横断幕を手を並び、小野寺防衛相の到着に合わせて抗議の声を上げた。

配備先とされる萩市の「総がかり行動萩実行委員会」の藤井共同代表は「（17日から19日の）防衛省の住民説明会は、住民の声を聞いて考えようという姿勢が感じられなかった。現地調査の公告も出されたが、配備ありきの調査など許せない。山口が戦争の道具になろうとしていることを多くの人に知らせ、連帯していきたい」と力を込めて語った（6月23日赤旗）。

⑥小野寺防衛相は6月22日、北朝鮮の弾道ミサイルを想定した陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備強行を狙い、秋田・山口両県を訪問した。

陸上自衛隊新屋演習場（秋田市）への配備計画について、小野寺氏は佐竹知事や穂積秋田市長らに説明し、朝鮮半島情勢が激変する中でもなお配備に固執した。

佐竹知事は、「北朝鮮が強硬姿勢から対話姿勢に転じ脅威が薄らいできている現在の状況においても早急に配備する必要があるのか」「配備そのものや、自衛隊施設以外も含めて改めて最適地の選定をし直すなど、変更する余地はないのか」などの質問状を手渡した。また、防衛省が会談の前日に配備に向けた地質調査などの入札公告をしたことについて、「地元軽視だ」と抗議した。

会談が行われた県庁前では「ミサイル基地『イージス・アショア』を考える県民の会」「イージス・アショア」を考える勝平の会」「新屋住民の会」などの市民が抗議集会をひらき、配備反対を訴えた。

⑦山口県では村岡知事、萩市の藤道市長、同市に隣接する阿武町の花田町長らに対し、萩市の陸自むつみ演習場への配備計画を説明。村岡知事が朝鮮半島情勢が変化する中での配備の必要性をたずねたのに対し、小野寺氏は「北朝鮮の実際の脅威は変わっていない。イージス・アショアの整備には最低5年かかるが、（北朝鮮の）政策は一瞬で変わり得る」と述べた（6月23日赤旗）。

（3）まとめに代えて

以下の朝日社説に、「住民の反対を押し切って強行すべきでない」という文言を附加して、まとめに代える（6月27日朝日新聞）。

ミサイル防衛 陸上イージスは再考を

安倍政権は、このまま北朝鮮の脅威を理由に、防衛力強化を推し進めるつもりなのか。

政府が2023年度の運用開始をめざす陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」もその一つだ。北朝鮮の弾道ミサイルの迎撃を名目に、東西2カ所に配備を予定する。

だが朝鮮半島情勢の緊張は、先の米朝首脳会談を境に緩和の流れに入った。弾道ミサイルの脅威に対しては、自衛隊はすでに、イージス艦が発射する迎撃ミサイル「SM3」と、地对空誘導弾「PAC3」の二段構えの体制をとっている。

そのうえ陸上イージスを導入することが本当に妥当なのか。

先週、小野寺防衛相が配備候補地の山口、秋田両県を訪ねて理解を求めたが、地元からは疑問や不安の声があがった。レーダーが発する電磁波による影響などに加え、攻撃対象になるという懸念も示された。

小野寺氏は「北朝鮮の脅威はなにも変わっていない」と強調したが、この説明には疑問が残る。安全保

障分野で脅威とは、相手の「能力」と「意図」の掛け算とされる。北朝鮮にミサイルがあることは事実だが、対話局面に転じた情勢を無視して、「脅威は変わらない」と強弁し続けるのは無理がある。

政府自身、「日本にいつミサイルが向かってくるかわからない状況は明らかになくなった」（菅官房長官）と認め、北朝鮮のミサイル発射を想定した住民避難訓練の当面中止を決めた。陸上イージス計画の方は何事もなかったかのように進めるのでは、つじつまが合わない。

陸上イージスは米国製で、本体1基あたり1千億円弱。計2基で2千億円といえば、海上保安庁の年間予算に匹敵する規模だ。この巨額の計画を、政府が導入ありきで進める背景には、トランプ米大統領から米国製兵器の購入を強く求められていることもあるだろう。

安倍政権はこれまで、北朝鮮の脅威を追い風として防衛予算を増額してきた。だが真の狙いは、中国への対応にあるとされる。陸上イージスの導入によって、中国の巡航ミサイルへの対処や、米国本土に向かう弾道ミサイルの追尾情報の提供まで担うとすれば、導入コストはさらにふくらみ、対中関係の緊張も招きかねない。

防衛力整備は、限られた予算の中で、費用対効果や近隣外交への影響を考え抜き、国民の理解も得ながら実効性を高めていく必要がある。

陸上イージスも、導入の是非を含め、再考すべき時だ。

第2章 軍学共同の進展

I 安全保障技術研究推進制度（防衛省が大学などに研究を委託する制度）の北大辞退

(1) ①北海道大学が「安全保障技術研究推進制度」の資金助成の継続を辞退していたことが6月11日までに判明した（防衛省によれば研究途中で同制度による助成を辞退したのは初めて）（6月12日朝日新聞、赤旗）。

②辞退したのは、北大工学研究院の村井教授のチームによる研究（船体の摩擦抵抗を低減させる研究である）（2016年度に採択され、研究期間は3年間）。

③契約は1年ごとで、助成を受けたのは1年目が1039万円、2年目は1294万円。

辞退の理由は、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘して軍事研究に否定的な2017年3月の日本学術会議声明を“尊重した”というものである。

④この辞退につき、「北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」は6月10日、札幌市で講演会を開催。共同代表の姉崎北大名誉教授は、会としての見解を報告した。

姉崎名誉教授は、会が16年度から3年間、申請した経緯について公開質問状を提出したが、北大側からは回答がなかったと述べた上で、「辞退したことは、画期的で評価したい。日本学術会議まかせではなく、北大が主体的に今後どうするか、憲章など文書で明らかにする必要がある。今後の北大の対応を注視していく」と話した。

北大は、制度への今後の対応について、学術会議が9月に公表する「全国の主要大学・研究機関へのアンケート」の結果分析を参考に、具体的な議論や検討を進めたいとしている。

⑤軍学共同反対連絡会共同代表池内名古屋大学名誉教授の話

非常に画期的なことで歓迎したい。大学として研究の審査基準をつくるなど、さらに発展させてほしい。他大学への影響も大きいだろう。今後も辞退する研究者が出てくることを期待したい（以上赤旗による）。

II 北大辞退と軍学共同の現在

(1) ①北大が辞退した理由は「安全保障技術研究推進制度」の資金の性格の問題であり、政府の推進する軍学共同への批判の高まりを背景とする、学者の良心を賭けた措置であった。

この背景につき、井原聡東北大学名誉教授（科学技術史、日本科学者会議事務局長）の論稿「軍学共同の現在」（赤旗2018年6月6日）が詳細に論評しているので、その要旨を紹介する（なお、番号は小田中がつけた）。

(2) 軍学共同の現在の動向（井原 聡）

①科学技術基本法により5年ごとに策定される科学技術基本計画がある。今は5期目（2016～2020年）だが、過去4期分で約85兆円が使われてきた。日本の「学術振興」の発展というより技術開発計画、経済政策が重点だ。

②その証しに、この計画を策定する総合技術・イノベーション会議（CSTI）は「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」を企画・立案するとされており、さらに今期はこれまでになかった項目、国家安全保障上の諸課題が加わった。

CSTIは首相を議長に、内閣官房長官、科学技術政策担当、総務、財務、文部科学、経済産業の各大臣と有識者7人および日本学術会議会長が議員だ。

2016年9月の会合で安倍首相は「国家安全保障に貢献する技術については、本会議と、防衛省等、関係省庁が連携して、その強化に一層取り組みたい」と述べた。

翌2017年6月にはCSTIの臨時議員として稲田朋美防衛相が加わった。その時、有識者議員の元三菱電機の久間氏は重点施策の二つをあげ、その一つを「国家安全保障に関する施策である。多発するテロ、核・ミサイルの脅威など、我が国を取り巻く安全保障環境が悪化する中、安全・安心のための技術力・防衛力の強化が必要であるとして軍と官の連携を強調した。

③そして、今年2018年1月にはCSTIの中に防衛相を含む15人からなる「イノベーション戦略調整会議」が設置され、その下に和泉首相補佐官をチーム長に各省庁の官僚からなる推進チームが編成された。

これまで、防衛的な研究なら許せるとして学術会議の軍事研究反対声明さえ無視してきた前学術会議会長の大西隆氏にかわって、京都大学で軍事研究を行わないとする基本方針を提起し、学術会議の声明を支持する新会長山極寿一氏がCSTIの議員になったことが、この変化につながったかにみえる。

CSTIの下部組織でありながら、官邸を中心にまるで閣議そのもののようなイノベーション戦略会議で、CSTIの大枠を決めてしまう体制になったのだ。

④こうした動きを背景に、防衛装備庁が安全保障技術研究推進制度という名の軍事研究を募集して4年目に入った。過去3年の応募総数は257件（大学103件、公的研究機関60件、企業94件）で、3年間に採択された件数は33件、交付金額はすでに93億2956万円に達した。

⑤今年度の公募（8月末結果公表）は従来のABタイプをAタイプにまとめて年間3900万円を5件程度採択するとし、年間1300万円のタイプC（5件程度採択）を新設した。Cタイプは、研究の準備状況や実施体制などを問わず、独創性と研究能力だけを審査するもので、飛びつきやすいものを仕込んで応募者の増大と多くのアイデアを収集蓄積しようとするものだ。またタイプS（8件程度採択）では5年間継続可能で最大20億円という大規模な「兵器開発」研究が設定され、昨年度は国立研究機関と

大企業の研究6件が採択された。

⑥「基礎研究から社会実装まで一気通貫して推進する」と叱咤激励し、企業が前面に出て、産業と大学が目立たないように連携し、軍産官学連携を完成させている。大学人や市民の反対の声に押されて大学が表に出ない方式をとり、批判を交わし、応募もしやすい形にした。

⑦しかし、3割を超える大学が軍事研究をしない制度をもち、対応を検討している大学も少なくない。日本学術会議が声明に即した審査モデルを提起し、大学の背中を押すことが必要だ（6月6日赤旗）。

（3）以上のように井原論稿で軍学共同の重要な問題点は指摘されていると考えるが、これに付け加え、基本的人権の一つとして「良心的軍事研究拒否権」の確立を求める動きがあることを記しておく。

市川洋元鹿児島大学教授（海洋科学研究者）は、「軍事と海洋研究上下」（6月18、25日赤旗）の中で次のように述べている（大要）。

①軍事研究は、世界人類への貢献をめざす海洋研究の対極にある。

②科学とは、成果を共有し、相互批判を通して対象についての理解を深める。これに対し軍事研究は、データ・知識の「共有」ではなく「囲い込み」である。

③最近、研究者が軍事研究に取り込まれている背景には、大学・研究機関の予算削減と成果主義がある。

④「社会からの負託に応える」科学研究というときの社会とは、どのような社会なのか、話し合うことが大切である。

⑤こうしたなか、「良心的軍事研究拒否権」の確立を求める動きがある。

⑥「研究機関の方針で軍事研究をやると決まったときに『私は嫌です』と言えるか。大学の教授の指示を学生が拒否できるか。最低限、拒否権を認め、拒否できるしくみが必要だ。」

⑦私は、以上に加えて、「良心的軍事研究許否権」は「学問（研究）の自由」（憲法23条）の重要な内容をなすものだ、と考える。

第3章 憲法運動の拡がり

（1）①九条の会は、2018年6月1日、“3000万人署名を達成し、安倍改憲に終止符を”と題する声明を発表した（6月2日赤旗）。その大要は次の通りである。

㉔加計学園の獣医学部新設への政権の関与、自衛隊の「日報隠し」、不誠実な国会答弁など、国民の不信感が強まっている。“こんな安倍政権に改憲を語るはない”という声が増大している。

㉕3000万人署名への賛同者が1350万人を突破し、安倍首相がもくろんだ「改憲スケジュール」は大幅な後退を余儀なくされている。

㉖さらに北朝鮮問題については話し合いにより平和を実現する道が模索されておりこれこそ9条のめざす道であり、安倍改憲は「武力による『解決』を加速する方向」である。

㉗安倍政府は改憲をあきらめていない。秋の臨時国会での改憲原案の提出を狙っており、安倍政府を退陣に追い込んでこそ、改憲策動は止まる。なんとしても3000万人署名を達成しよう。

（2）①5月31日、名古屋大学で東海地方の大学人の交流集会（「九条の会」愛知・大学人の会、名古屋市大九条の会主催）が開かれた（6月2日赤旗）。

②飯島滋明名古屋学院大学教授が講演した。

「現在の改憲動向について～『真に戦える自衛隊』への変容」と題し、安倍政権下で自衛隊が海外で

の武力行使可能な装備と組織を持ち、訓練も海外派兵型に変容している現状を告発し、こうした自衛隊を9条改憲で認めていいのか、と述べた。

(3) ①6月3日、上野公園（東京）の野外ステージで若者憲法集会が開かれ、11100人が参加した（6月4日赤旗）。

②6月3日、大阪市の御堂筋で「#Me Too! #with You!」とアピールする2018年おさか女性行進が行われ、300人が集まった（6月4日赤旗）。

③5月6日、北海道・礼文島を出発した2018年原水爆禁止国民平和行進北海道一東京全国縦断コースが函館・青森・本州へと入った（6月5日赤旗）。

(4) ①6月3日、山形市で第48回山形県母親大会が開かれ、350人が参加した（6月6日赤旗）。

②「憲法9条の平和主義を空洞化させ、拡大解釈をさらに進める、政府の加憲は許さない」とする特別決議と大会宣言を採択した。

(5) ①6月7日、安倍9条改憲NO! 全国市民アクションは、4月末迄に1350万を突破した「安倍改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」（3000万人署名）の第一次署名提出集会を衆議院第一議員会館で開催した（6月8日赤旗）。

②主催者あいさつした高田健氏は、約半年で1350万人超に達したことについて、全国津々浦々で広げた成果だと強調。「3000万人を何としても集めて世論を変えよう。安倍政権を退陣させよう」とよびかけた。

日本共産党の志位委員長、立憲民主党の枝野代表、無所属の会の岡田代表、自由党の小沢代表、社民党の照屋国対委員長、沖縄の風の糸村代表があいさつした。

志位氏は、憲法解釈を変えて恥じない安倍政権に、9条を変える資格はないと強調。朝鮮半島をめぐる平和の激動で9条改憲の土台が崩れつつあるとして、3000万人署名を広げ、市民と野党の共闘で9条改憲を葬り去ろうと呼びかけた。

枝野氏は、「安倍政権は、憲法も、立憲主義もわかっていない。にもかかわらず変えようとする。論外だ」と批判した。

各分野の代表が発言。9条の会の小森事務局長は、地域や職場などの4人に1人を目標に取り組み達成している会もあるとして、目標達成に全力をつくすと語った。

全日本視覚障害者協議会の田中代表理事は、点字署名で1500人分を超えたと報告。

安保関連法に反対する学者の会の広渡東大名誉教授は、「安倍政権がこれ以上、日本を統治することは不幸だと学問的にも明らかにし、3000万人に一日も早く到達できるようがんばる」と表明した。

③全国統一署名の文案と応援者は次の通り。

《文案》

内閣総理大臣様

衆議院議長様

参議院議長様

安倍9条改憲NO!
憲法を生かす全国統一署名

2017年5月3日、安倍晋三首相は突然、「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べました。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっています。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在と市民の粘り強い運動でした。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。私たちは、日本がふたたび海外で「戦争する国」になるのはゴメンです。

私たちは、安倍首相らによる憲法9条などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。

【請願事項】

1. 憲法9条を変えないでください。
2. 憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現してください。

名前	住所

※いただいた署名は、国会請願と首相への要請以外には用いません。

呼びかけ団体 安倍9条改憲NO！全国市民アクション

《応援者》

有馬頼底（臨済宗相国寺派管長） 梅原 猛（哲学者） 落合恵子（作家）
鎌田 慧（ルポライター） 鎌田 實（諏訪中央病院名誉院長） 香山リカ（精神科医）
佐高 信（ジャーナリスト） 澤地久枝（作家） 杉原泰雄（一橋大学名誉教授）
瀬戸内寂聴（小説家） 田中優子（法政大学総長） 田原総一郎（ジャーナリスト）
ちばてつや（漫画家） 暉峻淑子（埼玉大学名誉教授） なかにし礼（作家・作詞家）
浜 矩子（同志社大学教授） 樋口陽一（東北大学・東京大学名誉教授）
益川敏英（京都大学名誉教授）

（4）なお、請願は「憲法16条に規定されている請願権（何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」（憲法16条）に基づく権利の当然の行使である

（以下次号）